

## 令和6年度第1回名古屋市バリアフリー庁内推進会議

日時：令和6年5月13日（月）午前9時45分～

場所：庁内Web会議システム

1 バリアフリー整備相談支援事業の検討について

【資料1】

## バリアフリー整備相談支援事業の検討について

### 1 趣 旨

市施設の整備を行うにあたり、障害者や高齢者をはじめ配慮を必要とする当事者から意見聴取を行う機会を設けることで、事業者や行政では気づけない使いやすさ等のニーズを施設整備へ反映させ、バリアフリーのまちづくりにつながる取組みを行う。

まずは令和6年度に、当事者参画の仕組み構築のための検討を行う。

#### 「福祉都市環境整備指針（抜粋）」

#### Ⅱ 福祉のまちづくりの基本理念

#### 1 人としての尊厳が尊重され、誰もがいきいきと過ごせるまち

私たちは、誰もがいきいきと自分らしく生活し、日々活動することができるまちづくりをめざします。

#### 【課題認識】

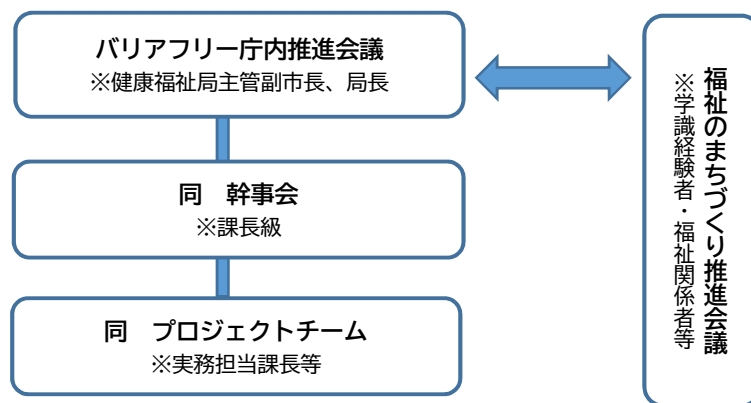
市民の誰もが安全・快適で気軽に外出し、社会活動に参加できることが求められています。そのような誰もが社会参加のできるまちづくりにあたって、「社会モデル」の導入等による障害者の定義の拡大や、乳幼児連れの方への配慮などにより、配慮すべき対象者の範囲が拡大している現状があります。また、パートナーシップ（協働）のまちづくりに関し、現在では当事者参加という過程がよりいっそう重要視されているところです。

これらの課題やニーズに応えるために必要な条件整備をしていくことこそが、福祉のまちづくりの本質です。当事者が参加し、当事者とともに決めていく過程を経て、必要な配慮について理解を深め、整備を進めていく取組みが必要です。これにより、共生社会（インクルーシブな社会）の実現へとつながっていきます。

## 2 内 容

### (1) 検討会議の開催

当事者参画のあり方及び仕組み構築のため、対象施設の種別や規模、意見聴取のタイミング等を庁内で検討するとともに、学識経験者・福祉関係者等で構成する福祉のまちづくり推進会議においても事業案について意見を伺う。



### (2) 先進事例の調査

他都市の当事者参画の実践事例等の調査・分析を実施する。

## 名古屋市バリアフリー庁内推進会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 障害者や高齢者をはじめ、すべての市民が安心して快適に暮らせる「人にやさしいまち名古屋」を実現するため、本市施設等のバリアフリーの推進を図ることを目的として、名古屋市バリアフリー庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 庁内におけるバリアフリーの推進に必要な連絡調整及び関係部署の連携に関すること
- (2) その他バリアフリーの推進に関すること

### (組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。  
2 推進会議に会長を置き、健康福祉局主管副市長をもって充てる。

### (会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

### (幹事会)

第5条 各局区室内でのバリアフリーの推進を図るため、推進会議に幹事会を置く。  
2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。  
3 幹事会に幹事長を置き、健康福祉局障害福祉部担当課長（障害者差別解消・バリアフリーの推進）をもって充てる。  
4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

### (プロジェクトチーム)

第6条 推進会議には、必要に応じ、推進会議の所掌事項を検討するプロジェクトチームを置くことができるものとする。

### (庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和 6年 4月16日から施行する。

別表1

|             |
|-------------|
| 会計室長        |
| 防災危機管理局長    |
| 市長室長        |
| 総務局長        |
| 財政局長        |
| スポーツ市民局長    |
| 経済局長        |
| 観光文化交流局長    |
| 環境局長        |
| 健康福祉局長      |
| 子ども青少年局長    |
| 住宅都市局長      |
| 緑政土木局長      |
| 上下水道局長      |
| 交通局長        |
| 消防局長        |
| 選挙管理委員会事務局長 |
| 監査事務局長      |
| 人事委員会事務局長   |
| 教育長         |
| 市会事務局長      |
| 中村区長        |
| 中区長         |

別表2

|                             |
|-----------------------------|
| 会計室会計課長                     |
| 防災危機管理局総務課長                 |
| 市長室次長                       |
| 総務局総務課長                     |
| 財政局総務課長                     |
| スポーツ市民局総務課長                 |
| 経済局産業労働部産業企画課長              |
| 観光文化交流局総務課長                 |
| 環境局総務課長                     |
| 健康福祉局総務課長                   |
| 子ども青少年局企画経理課長               |
| 住宅都市局担当課長（企画調整）             |
| 緑政土木局担当課長（企画調整）             |
| 上下水道局経営本部企画経理部経営企画課長        |
| 交通局営業本部企画財務部担当課長（企画調整・外郭団体） |
| 消防局総務部施設課長                  |
| 選挙管理委員会事務局次長                |
| 監査事務局次長                     |
| 人事委員会事務局次長                  |
| 教育委員会事務局総務部企画経理課長           |
| 市会事務局総務課長                   |
| 中村区区政部企画経理課長                |
| 中区区政部企画経理課長                 |

## 名古屋市バリアフリー庁内推進会議プロジェクトチーム設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、名古屋市バリアフリー庁内推進会議設置要綱第6条の規定に基づき設置する「名古屋市バリアフリー庁内推進会議プロジェクトチーム」（以下「プロジェクトチーム」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 プロジェクトチームは、本市施設等の整備にあたり、障害者・高齢者等の配慮を必要とする当事者から意見聴取を行う仕組みの構築について検討を行い、その経過及び結果を名古屋市バリアフリー庁内推進会議に報告する。

### (組織)

第3条 プロジェクトチームは、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

### (庶務)

第4条 プロジェクトチームの庶務は、健康福祉局障害福祉部障害企画課において処理する。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

### 附 則

この要領は、令和 6年 4月18日から施行する。

別表

|                               |
|-------------------------------|
| 防災危機管理局総務課長                   |
| 総務局企画部企画課長                    |
| 総務局アジア・アジアパラ競技大会推進部担当課長（事業調整） |
| 財政局財政部担当課長（資産経営）              |
| スポーツ市民局総務課長                   |
| スポーツ市民局地域振興部担当課長（区役所の庁舎営繕等）   |
| スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課長        |
| スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設課長        |
| 経済局産業労働部産業企画課長                |
| 観光文化交流局総務課長                   |
| 環境局総務課長                       |
| 健康福祉局総務課長                     |
| 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長              |
| 健康福祉局障害福祉部障害企画課長              |
| 子ども青少年局企画経理課長                 |
| 住宅都市局担当課長（企画調整）               |
| 住宅都市局営繕部企画保全課長                |
| 住宅都市局建築指導部建築審査課長              |
| 緑政土木局担当課長（企画調整）               |
| 緑政土木局路政部担当課長（道路の利活用に係る企画調整）   |
| 緑政土木局道路部道路建設課長                |
| 緑政土木局道路部担当課長（安全対策）            |
| 緑政土木局緑地部緑地事業課長                |
| 上下水道局経営本部企画経理部経営企画課長          |
| 交通局営業本部企画財務部担当課長（企画調整・外郭団体）   |
| 交通局営業本部電車部駅務課長                |
| 交通局営業本部自動車部自動車施設課長            |
| 交通局技術本部施設部施設計画課長              |
| 消防局総務部施設課長                    |
| 教育委員会事務局総務部企画経理課長             |

## 障害者への配慮についての取り組み事例

## 1 名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業

| 主 な 意 見   | 対 応   |
|---|---|
| ユニバーサルトイレ（バリアフリートイレ）について様々な立場の方に配慮し機能分散した計画としてほしい。      | 多様なニーズに対応するために車いす用トイレ、オストメイト、ユニバーサルシート等の機能を分散して配置します。 |
| 複数の車いす利用者が同時に利用できるよう、エレベーターを極力大きなかご室としてほしい。             | 4 台設置するエレベーターのうち、陸上競技場西側デッキにあるエレベーター1 台を 30 人乗りにします。  |
| バリアフリールートについて多方面からもアクセス可能なルートとしてほしい。                    | 多様なバリアフリールートの計画をします。                                  |
| センサリールームを計画してほしい。                                       | 陸上競技場メインスタンド 4 階の一部をセンサリールームに変更し対応します。                |
| 専用のカームダウン室がほしい。   | 専用のカームダウン室を 2 室設置します。                                 |
| サインのピクトグラムは高いところに表示するとしているが、高齢者の方だと目の高さくらいが見やすいのではないかと。 | 高い場所だけでなく、目の高さの見やすい位置にもサイン表示を計画します。                   |
| 駐車場については、車いす使用者に限らず、他の理由でも必要とされる方が優先して使えるスペースを検討してほしい。  | 陸上競技場メインスタンド側の駐車場に、ご意見にかなうような優先駐車スペースを設けます。           |



## 2 中村区役所等複合庁舎のバリアフリー設備等

### 【敷地入り口の視覚障害者誘導用ブロック】



庁舎敷地の入り口となる西側、南側、東側から建物入り口まで敷設してあります。  
注) 写真は南側入り口

### 【総合案内所の呼出ボタン】



総合案内所に職員の呼出ボタンを設置しています。(点字表記あり)

### 【バリアフリースイレの大人用介護ベッド】



1階と2階に設置しています。  
福祉課のある2階には、バリアフリースイレ内の設備について音声で案内しています。

### 【講堂の昇降機】



講堂のステージに車いすの方が登壇できるよう、昇降機を設置しています。

### 【通話モニター（エレベーター）】



聴覚障害の方が有事の際に外部と交信ができるように、相互モニターを設置しています。